

(令和7年度)

当別町妊婦のための支援給付金事業のご案内

当別町では、妊娠や出産・子育てによる経済的負担を軽減するため、妊婦さんへ給付金を支給します。

対象者 ● 妊娠している方

- ※ 申請の時点で当別町に住民票がある方
- ※ 他の自治体から同様の給付金（現金やクーポン等）の給付を受けていない方

給付方法と 金額	● 1回目の給付金	妊婦給付認定後	妊婦さん1人あたり5万円
	● 2回目の給付金	胎児の数の届出後	お子さん1人あたり5万円

実施内容と 流れ ① 妊娠の届出

保健師と面談し妊娠期の過ごし方等の相談に応じます。
妊婦給付認定の申請書をお渡しします。

妊婦給付 認定申請

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・振込先口座がわかる物のコピー
- ・母子健康手帳のコピー

（妊婦さんのお名前・母子健康手帳交付日がわかるページ）

※医療機関で妊娠が確認された後に申請ができます。

② 1回目の給付金の支給（5万円）

③ 妊婦家庭訪問（妊娠6～8か月頃）

保健師が家庭訪問し、妊娠や出産、子育ての相談に応じます。
胎児の数の届出書をお渡しします。

胎児の数の 届出

届出に必要なもの

- ・届出書
- ・振込先口座がわかる物のコピー

※出産予定日の8週間前の日から申請ができます。

④ 2回目の給付金の支給（5万円）

- ※ 里帰り出産等で来所相談や家庭訪問ができない場合はご相談ください。
- ※ 流産、死産、人工妊娠中絶を経験された方も申請いただけます。申請の際には医師が妊娠の確認をしたことが証明できる物（診断書等）の添付が必要です。

◎お問い合わせ◎

当別町福祉部保健福祉課健康推進係（当別町総合保健福祉センター ゆとろ内）

電話 0133-23-4044

email hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp